

# 特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成 15 年 4 月 1 日に施行され、16 年が経過。この間、「一般信書便事業※1」への参入はないものの、「特定信書便事業※2」への参入は着実に増加。

平成 30 年度末現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり。

※1 提供するサービスのうちに、小型・軽量の信書便物（長さ 40 cm、幅 30 cm、厚さ 3 cm 以下で、重量 250 g 以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則 3 日以内に送達するサービスを含む事業。

※2 以下のサービスのみを提供する事業。

① 1号役務：長さ・幅・厚さの合計が 73 cm を超え、又は重量が 4 kg を超える信書便物を送達するサービス

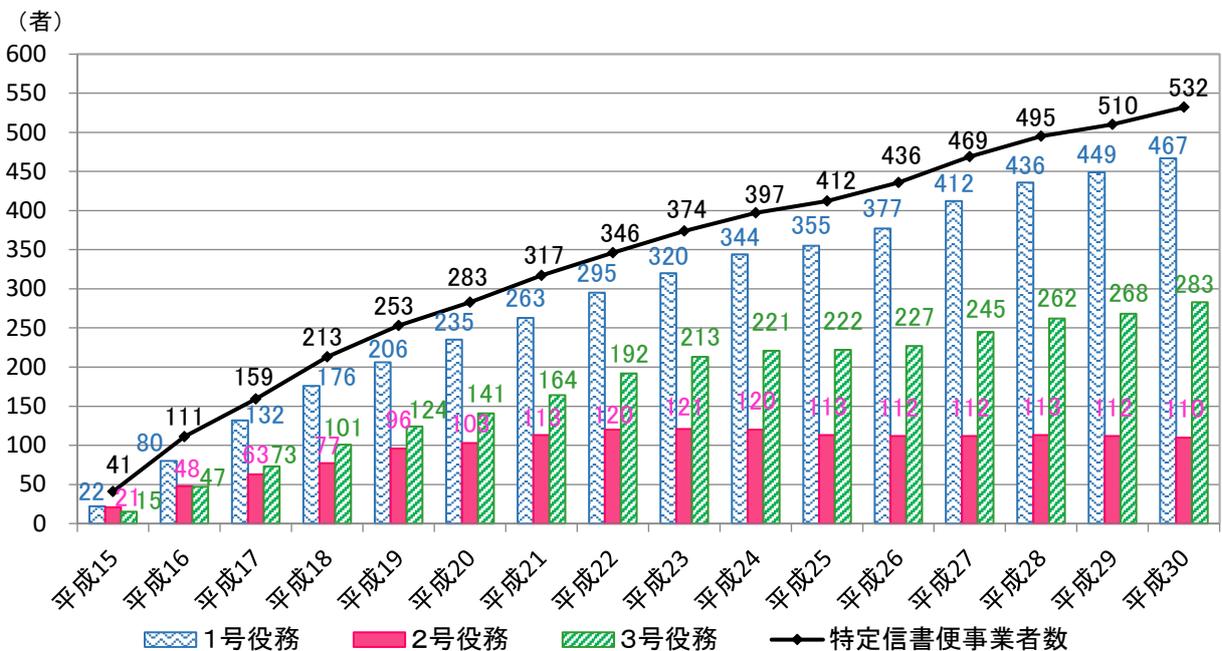
② 2号役務：差し出された時から 3 時間以内に信書便物を送達するサービス

③ 3号役務：料金の額が 800 円を超える信書便物を送達するサービス

## 1 特定信書便事業者数の推移

- 平成 30 年度末時点で 532 者が参入している。
- 法律の施行以来 16 年間の平均で 33 者／年の増加となっている。
- 役務別では 1号役務を提供している事業者数が 467 者と最も多く、次いで 3号役務が 283 者、2号役務が 110 者となっている。

図表 1 特定信書便事業者数及び役務別提供事業者数※の推移（年度末）



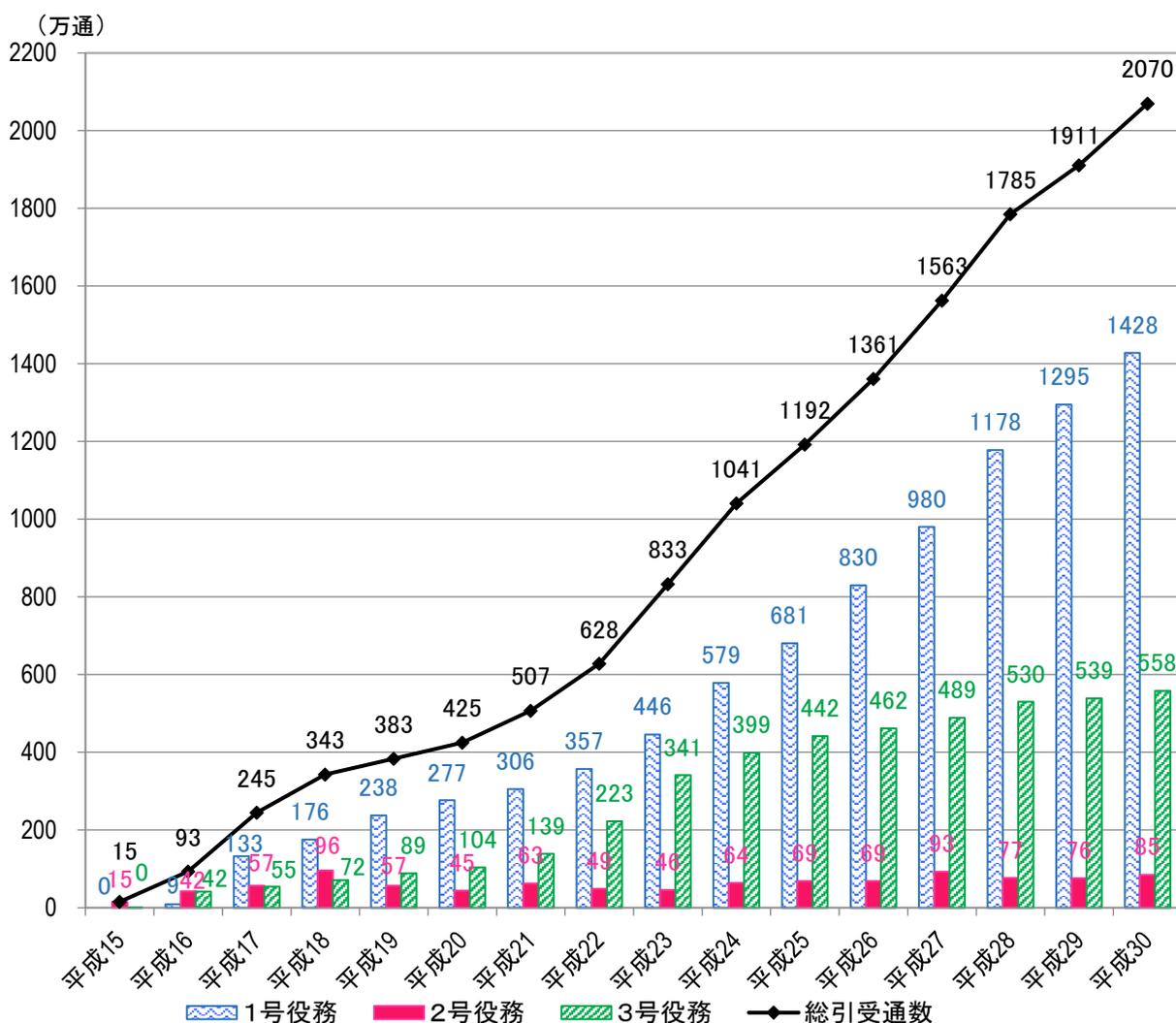
※ 複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

## 2 特定信書便事業の取扱実績

### (1) 引受通数

- 平成30年度の総引受通数は約2,070万通で、前年度比8.3%（159万通）の増加となっている。
- 平成30年度の総引受通数に占める各役務別引受通数の割合は、1号役務が69.0%で最も大きく、次いで3号役務が26.9%、2号役務が4.1%となっている。

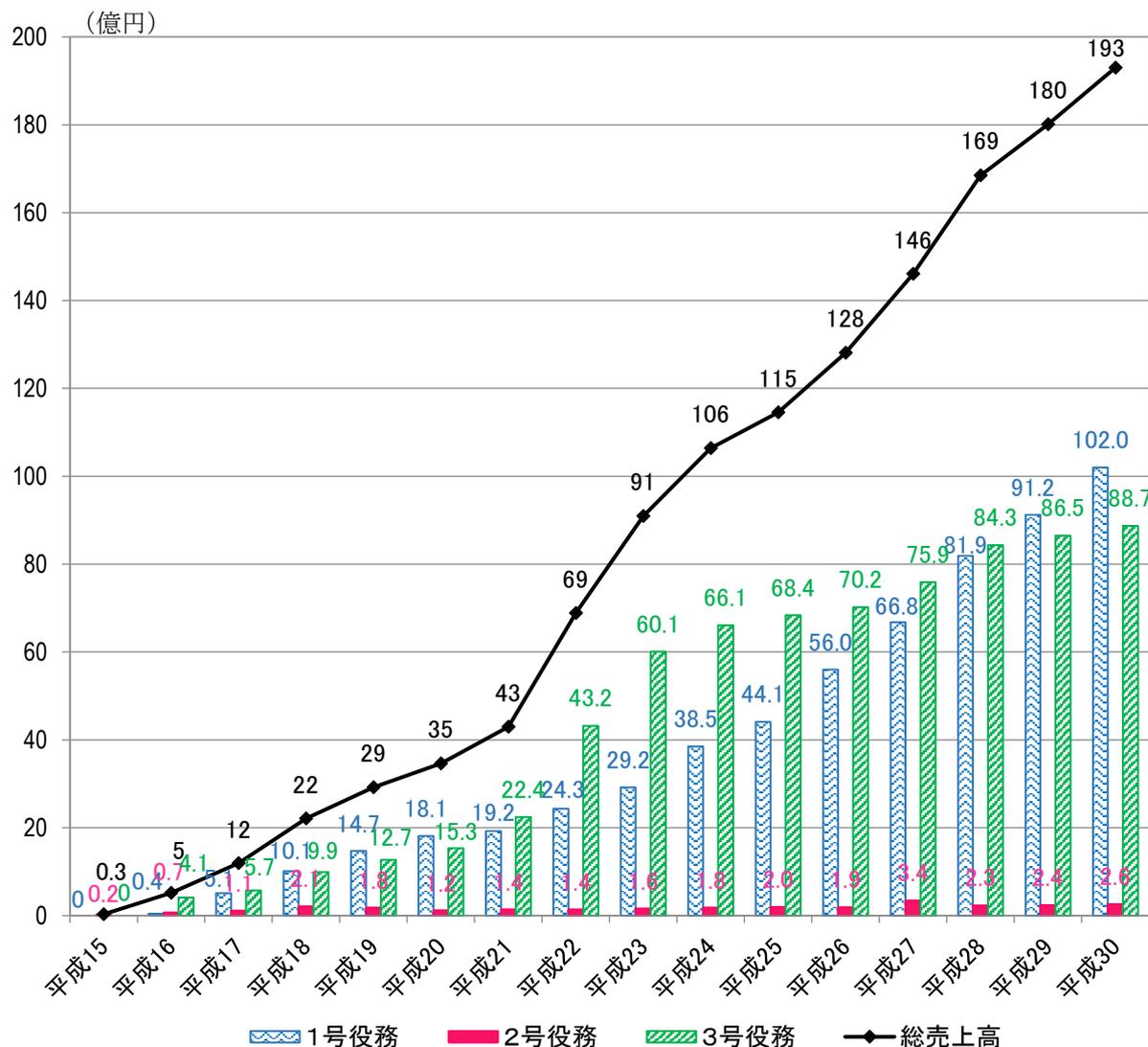
図表 2-1 役務別特定信書便引受通数の推移（年度別）



### (2) 売上高

- 平成30年度の売上高総額は約193億円で、前年度比7.2%（13億円）の増加となっている。
- 平成30年度の売上高総額に占める各役務別売上高の割合は、1号役務が52.8%で最も大きく、次いで3号役務が45.9%、2号役務が1.3%となっている。

図表 2-2 役務別特定信書便売上高の推移（年度別）



### (3) 傾向分析

- 1号役務の事業者数、引受通数及び売上高はいずれも堅調な伸びを見せており、5年前との比較では、事業者数が1.3倍、引受通数が2.1倍、売上高が2.3倍になっている。
- 2号役務は事業者数、引受通数及び売上高とも近年ほぼ横ばいの状況で、5年前との比較では、事業者数が1.0倍、引受通数が1.2倍、売上高が1.3倍になっている。
- 3号役務の事業者数、引受通数及び売上高は増加が続いており、5年前との比較では、事業者数が1.3倍、引受通数が1.3倍、売上高が1.3倍になっている。
- 特定信書便事業全体としては事業者数、引受通数及び売上高とも一貫して増加しているが、固定的な利用が見込まれる1号役務に、より多くの事業者が参入し、それに応じて1号役務の引受通数と売上高の増加が大きくなる傾向にある。
- 平成30年度に新たに事業を開始した事業者の分を差し引くと引受通数は2016万通、売上高は189億円で、それぞれ前年度比5.5%（105万通）、5.0%（9億円）の増となり、既存の事業者においても事業規模が拡大している。

### 3 特定信書便事業者の事業概況

#### (1) 特定信書便事業者が他に行う主たる事業

○ 特定信書便事業者が他に行う主な事業を見ると、貨物運送業が 393 者と大多数を占め、次いで警備業 32 者、障害者福祉事業 18 者の順となっている。

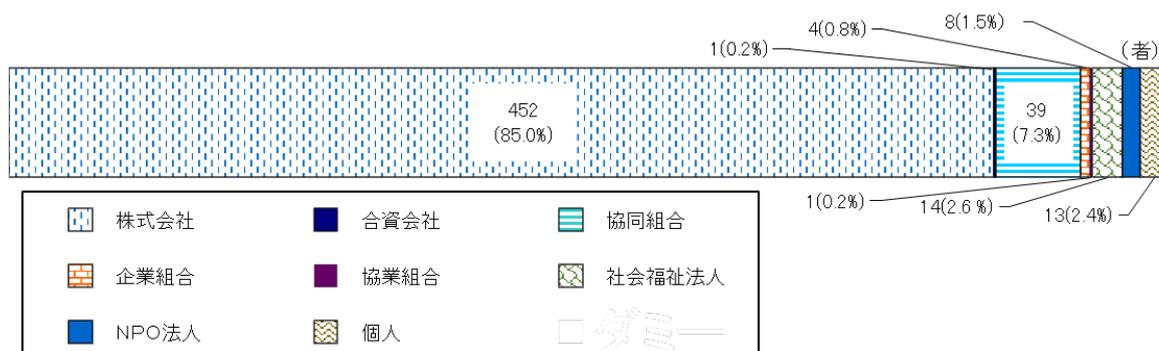
図表 3-1 主要業種別の特定信書便事業者数（平成 30 年度末）

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	393	鉄鋼業	1
警備業	32	信書送達業	1
障害者福祉事業	18	建設業（造園工事）	1
ビルメンテナンス業	15	港湾運送業	1
電気通信サービス業	6	労働者派遣業	1
旅客運送業	7	倉庫業	2
廃棄物処理業	5	その他卸売・小売業	8
情報サービス業	3	その他サービス業	32
不動産業	3		
印刷業	3	計	532

#### (2) 特定信書便事業者の経営形態

○ 特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態（株式会社及び合資会社）が 453 者で、全体の 85.2%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が 39 者（7.3%）、社会福祉法人が 14 者（2.6%）、NPO 法人が 8 者（1.5%）等となっている。また、個人でも 13 者（2.4%）が参入している。

図表 3-2-1 経営形態別の特定信書便事業者数及び割合（平成 30 年度末）



- 会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、85.9%（389 者）が1億円未満であり、中でも1千万円以上1億円未満の割合が最も大きく、会社形態の事業者の69.8%（316 者）を占めている。

図表 3-2-2 資本規模別の特定信書便事業者数及び割合（平成 30 年度末）

(者)

資本金	～1千万円 未満	～1億円 未満	～10億円 未満	10億円 以上	合計
会社数 (割合)	73 (16.1%)	316 (69.8%)	50 (11.0%)	14 (3.1%)	453

### (3) 地域別参入状況

- 特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除くすべての都道府県において事業参入が行われている。

図表 3-3 本社所在地別の特定信書便事業者数（平成 30 年度末）

都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数
北海道	18	長野	7	岡山	8
青森	3	富山	6	広島	15
岩手	2	石川	6	山口	3
宮城	5	福井	6	徳島	2
秋田	4	岐阜	9	香川	4
山形	2	静岡	13	愛媛	7
福島	4	愛知	34	高知	0
茨城	5	三重	9	福岡	25
栃木	3	滋賀	3	佐賀	14
群馬	6	京都	10	長崎	9
埼玉	13	大阪	55	熊本	7
千葉	6	兵庫	15	大分	4
東京	120	奈良	3	宮崎	3
神奈川	29	和歌山	2	鹿児島	8
山梨	1	鳥取	2	沖縄	10
新潟	5	島根	7	全国	532

# 信書便事業の概要

## 1 信書便法の目的

信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。

※ 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

## 2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業 提供する役務のうち一般信書便役務を含む事業

(2) 特定信書便事業 特定信書便役務のみを提供する事業

### 「一般信書便役務」

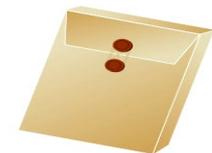
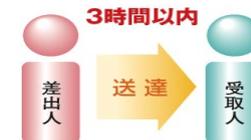
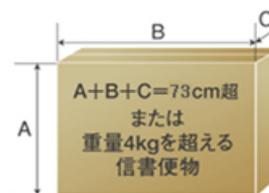
規定の大きさ及び重量以下の信書便物を全国において引受け、差出日から原則3日以内に送達するもの



### 「特定信書便役務」

次のいずれかに該当するもの

- ①大型信書便サービス (例:本庁・支庁間の巡回便) ②急送サービス (例:バイク便等の急送便) ③高付加価値サービス (例:配達記録、電報類似型)



800円を超える料金

## 3 参入状況(平成31年3月末現在)

### <類型別>

	一般信書便事業	特定信書便事業
参入事業者数	0	532

※複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一致しない。

### <サービス種類別>

① 大型信書便サービス	467
② 急送サービス	110
③ 高付加価値サービス	283